

単品スライド条項におけるコンクリート類の運用について

姫路市では、平成20年7月25日より姫路市発注工事に関する工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）を適用し、平成29年11月1日より生コンクリートの価格変動に伴い、コンクリート類についての運用を図ってきたところですが、この度、下記のとおり運用を変更することとします。

1 対象資材

《コンクリート類》

- ・レディーミクストコンクリート（生コンクリート）

2 適用日

令和元年9月1日

3 スライド額の計算で用いる単価

対象資材を現場に搬入した月の実勢価格

（1）平成29年11月から平成30年9月の実勢価格及び平成31年4月から令和元年8月の実勢価格については「生コンクリート単価（姫路市）」を適用します。

（2）平成30年10月から平成31年3月の実勢価格及び令和元年9月からの実勢価格については以下のとおりとします。

翌々月の兵庫県土木工事積算単価表の価格を適用します。兵庫県土木工事積算単価表に掲載されていない材料は、翌月の物価資料等の価格を適用します。

※工期末が属する月などで翌々月の兵庫県土木工事積算単価表を確認できない場合は、翌月の兵庫県土木工事積算単価表、それが確認できない場合は搬入した月の兵庫県土木工事積算単価表の価格を適用します。

※工期末が属する月などで翌月の物価資料等を確認できない場合は、搬入した月の物価資料等の価格を適用します。

※請負者が実際に購入した際の購入金額が、実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入金額を用います。

4 その他

上記以外で、スライド額算定の考え方、事務手続き、提出書類等の運用方法については、従前の運用に準じます。